

# 歯科 経営 情報

## REPORT

Available Information Report for  
dental Management



### 人事・労務

令和5年10月  
より最低賃金引上げ！

### 歯科医院への影響と 賃金改定のポイント

- 1 最低賃金の改定内容と計算方法
- 2 医療事務スタッフ等における改定の影響
- 3 歯科衛生士の賃金水準見直しの必要性
- 4 生産性向上に対する業務改善助成金の活用

# 1 | 最低賃金の改定内容と計算方法

今年の10月より、最低賃金が引き上げられます。都道府県により金額は異なりますが、現行制度下では過去最大の引き上げ幅であり、物価の高騰による生活への影響などが考慮された結果です。

歯科医院において、最低賃金の改定は、無資格者である受付歯科医療事務、歯科助手だけの給与ではなく、歯科衛生士、歯科技工士、勤務歯科医師といった全体の人件費の見直しにも関係します。

特に、夜間診療や土日祝日の診療を行っている歯科医院も多く、その特殊な勤務形態な分、元々時間単価が高い設定のため、より高い賃金に改定しなければならないという事例も出ています。

また、一人当たりの最低賃金が上がるという事は、扶養範囲内で働くスタッフの勤務時間が減少し、その分、人員が不足するという事態にもつながります。

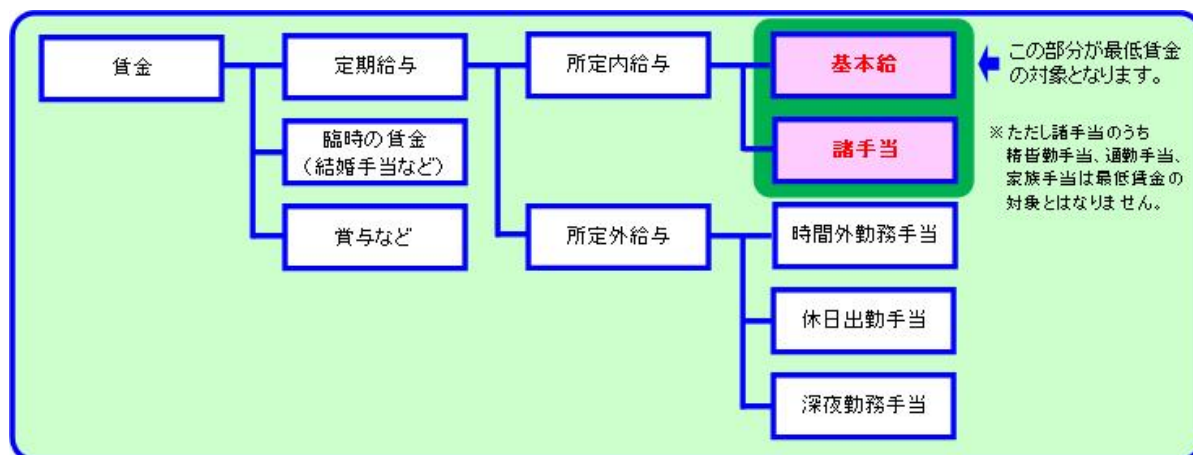
## 1 | 最低賃金とは

最低賃金とは、「最低賃金法」に基づいて国が定めた時給換算の単価の賃金額のことです。事業主・使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者・従業員へ支払う必要があります。

最低賃金は、労働者一人ひとりの能力や経験にかかわらず最低限の賃金を保証するための制度です。

今年度の引き上げ額は、過去最大で物価高騰の影響を考慮し決定されました。最低賃金とは、毎月定期的に支払われる賃金ですが、交通費や家族手当・扶養手当、皆勤・精勤手当等が毎月同額支払われても最低賃金に含まれません。また、その他臨時に支給される手当も含まれません。

### ■最低賃金の対象になる賃金（厚生労働省）



●最低賃金に含まれない賃金

- ・臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外手当、深夜手当等）
- ・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日出勤手当等）
- ・精勤、皆勤手当、交通費、家族手当、等

## 2 月給制の場合の最低賃金計算方法

月給制の場合は時間給との比較ができないため、時間当たりの賃金を算出することが必要です。

例えば、基本給15万円、職務手当2万円、職能手当1万円、皆勤手当1万円、交通費5千円の合計19万5千円の場合、皆勤手当と交通費の1万5千円を除く、18万円になります。1ヶ月の所定労働時間が160時間だとすると、1時間当たりの時給が1,125円となり、東京での改定される最低賃金が1,113円ですので、上回っていることとなります。

### ■月給の場合の最低賃金計算方法

●月給を最低賃金の時給に計算する方法

- ①臨時の手当や精勤・皆勤手当、家族手当、交通費等を月給から除く
- ②基準の賃金額を合計し、月所定労働時間で割り、時給を出す。
- ③地域別の最低賃金と比較し、上回っているようだと問題なし。

例：賃金180,000円（対象外手当を除く）÷月所定労働時間160時間≒1,125円

## 3 地域別最低賃金改定の公益委員会の見解

公益委員会からの報告では、「賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で3.58%、中小でも3.23%と、30年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で3.91%、中小企業では2.94%となっている。」とし、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準が必要だということと地域間格差の是正を引き続き図ることを考慮して検討されたものであるとしています。

■令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 ( 920 )	40		2023年10月1日
青森	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年10月7日
岩手	C	39	893 ( 854 )	39		2023年10月4日
宮城	B	40	923 ( 883 )	40		2023年10月1日
秋田	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年10月1日
山形	C	39	900 ( 854 )	46	+7	2023年10月14日
福島	B	40	900 ( 858 )	42	+2	2023年10月1日
茨城	B	40	953 ( 911 )	42	+2	2023年10月1日
栃木	B	40	954 ( 913 )	41	+1	2023年10月1日
群馬	B	40	935 ( 895 )	40		2023年10月5日
埼玉	A	41	1028 ( 987 )	41		2023年10月1日
千葉	A	41	1026 ( 984 )	42	+1	2023年10月1日
東京	A	41	1113 ( 1072 )	41		2023年10月1日
神奈川	A	41	1112 ( 1071 )	41		2023年10月1日
新潟	B	40	931 ( 890 )	41	+1	2023年10月1日
富山	B	40	948 ( 908 )	40		2023年10月1日
石川	B	40	933 ( 891 )	42	+2	2023年10月4日
福井	B	40	931 ( 888 )	43	+3	2023年10月1日
山梨	B	40	938 ( 898 )	40		2023年10月1日
長野	B	40	948 ( 908 )	40		2023年10月1日
岐阜	B	40	950 ( 910 )	40		2023年10月1日
静岡	B	40	984 ( 944 )	40		2023年10月1日
愛知	A	41	1027 ( 986 )	41		2023年10月1日
三重	B	40	973 ( 933 )	40		2023年10月1日
滋賀	B	40	967 ( 927 )	40		2023年10月1日
京都	B	40	1008 ( 968 )	40		2023年10月6日
大阪	A	41	1064 ( 1023 )	41		2023年10月1日
兵庫	B	40	1001 ( 960 )	41	+1	2023年10月1日
奈良	B	40	936 ( 896 )	40		2023年10月1日
和歌山	B	40	929 ( 889 )	40		2023年10月1日
鳥取	C	39	900 ( 854 )	46	+7	2023年10月5日
島根	B	40	904 ( 857 )	47	+7	2023年10月6日
岡山	B	40	932 ( 892 )	40		2023年10月1日
広島	B	40	970 ( 930 )	40		2023年10月1日
山口	B	40	928 ( 888 )	40		2023年10月1日
徳島	B	40	896 ( 855 )	41	+1	2023年10月1日
香川	B	40	918 ( 878 )	40		2023年10月1日
愛媛	B	40	897 ( 853 )	44	+4	2023年10月6日
高知	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年10月8日
福岡	B	40	941 ( 900 )	41	+1	2023年10月6日
佐賀	C	39	900 ( 853 )	47	+8	2023年10月14日
長崎	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年10月13日
熊本	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年10月8日
大分	C	39	899 ( 854 )	45	+6	2023年10月6日
宮崎	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年10月6日
鹿児島	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年10月6日
沖縄	C	39	896 ( 853 )	43	+4	2023年10月8日
全国加重平均			1004 ( 961 )	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧：事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

(厚生労働省：地域別最低賃金 答申状況 より)



## 2 | 医療事務スタッフ等における改定の影響

今回の最低賃金改定で一番影響を受けるのが、受付・会計・歯科医療事務や歯科助手の賃金だと思われます。

高校新卒のスタッフは、社会人経験がないとはいえ、コンビニ等の学生アルバイト、コールセンターの電話対応業務と同額という訳には行かないと思います。

特に歯科医院では、土日・夜間診療を行っていることも多く、コンビニやコールセンターでも夜間や土日勤務は若干高い時給で1,000円～1,100円での募集が多く見られます。

合わせて最低賃金が低い地域の平均が900円前後と考えると、歯科医院の受付・会計・歯科医療事務や歯科助手の時給が1,000円では応募も減少してしまうということも考えられます。

今回の最低賃金改定によって、受付・会計・歯科医療事務や歯科助手の賃金体系の点検および見直しが必要です。

### 1 | 歯科助手の平均給与と賃金の時間単価

#### (1) 歯科助手の平均年収からみる月給額と時間単価

令和4年度の厚生労働省賃金構造基本統計調査では、歯科助手の平均年齢が35.7歳、勤続年数が6.3年、月労働時間が169時間、時間外労働6時間、月額給与232,800円、年間賞与326,500円、平均年収3,120,100円となっています。

この平均給与に基本賃金から除外される手当が無いと設定し、月労働時間を169時間として時間単価を計算すると、時間給1,377円になります。

#### (2) 20歳代の歯科助手の平均年収からみる月給額と時間単価

上記と同様に、20歳から24歳までの歯科助手の月額給与の平均が約178,700円となります。

この平均給与が基本賃金から除外される手当が無いと設定し、月労働時間169時間として時間単価を計算すると、時間給1,057円になります。

#### (3) 改定される最低賃金との比較

(2)の時給1,057円と今年度の東京の最低賃金1,113円を比較してみると、最低賃金を56円下回っています。

今回の改定以降は、この時給という訳には行かないので、賃金のアップが必要になります。

当然一番低い年齢層でこの賃金であれば、その上の25歳以上、30歳以上、それ以上の年齢層、経験者に対する賃金も検討が必要になります。

## ■各年齢層による歯科助手の平均月給と時給計算額

(単位：円)

年齢(歳)	21～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
平均月給	178,700	199,400	204,500	230,300	192,900	206,500	220,000	252,300
時給換算	1,057	1,179	1,210	1,362	1,141	1,221	1,301	1,492

※数字の設定について、統計上ではその他保険医療サービス職業従事者の給与です。

- ・平均月給は統計からの給与額に基本賃金から除外する手当が無いと設定した金額です。
  - ・月所定労働時間は、統計からの平均月所定労働時間168時間で計算しています。
- 双方とも今回の計算用に設定した数字です。

あくまで統計のため、年齢別では低い年齢層でも年収が高い場合もあり、時給換算が年齢順になっていないところもあります。

## 2 | 地域別歯科助手の平均年収

地域によって歯科助手の差があります。都市部や人口の多い地域、特に首都圏では、歯科助手の給料が比較的高い傾向があります。

また、医療・歯科の需要が高い地域や診療報酬の平均が高い地域でも給料は高い傾向があります。

## ■地方ごとの歯科助手の平均年収

(単位：万円)

北海道	東北	関東	東海	関西	中国	四国	九州
229	229	276	250	247	244	244	223

(ハローワーク、求人誌等からの読み取り)

## 3 | 非正規雇用の歯科助手の時給と改定による影響

アルバイト・パートの歯科助手の時給も地域によって差があります。求人誌の掲載求人情報からでは、全国平均が1,024円～1,280円となっています。

首都圏や大都市圏では、1,000円弱から最高で1,376円です。地方では1,000円を切っているところも多く、一番低い地域は九州・沖縄地方で、915円～1,030円という状況です。

## ■地方ごとの歯科助手の平均時給

(単位：円)

北海道・東北	関東	北陸・東海	近畿	九州・沖縄
946～1,075	1,071～1,376	993～1,150	965～1,230	915～1,030

(ハローワーク、求人誌等からの情報収集結果)

この募集条件の時給を今回の最低賃金改定で見ると、応募時給が令和5年度地域別最低賃金より下回っているのが、北海道で946円が960円以上となるため差額14円、神奈川県では1,071円が1,112円以上となるため差額41円、兵庫県で965円が1,001円以上となるため差額36円となっています。

佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の最低賃金改定後は、全てについて900円以下ですので、915円の時給でもなんとか上回っていますが、政府は今後も最低賃金については時給1,000円を目指していくと発表していますので、最低賃金の上昇に備えた賃金規程等の見直しが必要と思われます。

#### 4 | 他職種との比較

厚生労働省の令和元年賃金構造基本統計調査の概況では、女性の平均月収は25.1万円となっていて、歯科助手の平均年収から月給計算（年収÷12か月で計算）をすると、18.7万円～24.3万円となり、歯科助手の月給は女性の平均月収より若干低い給与水準と考えられます。

次に一般事務職をみると、一般事務職の平均年収が312万円、賞与無しだと月給が26万円、アルバイト・パートの時給は982円となっています。

一般事務職といっても業種が様々ありますので、スキルや経験、資格によっては高い月給を望めるという実情があるため、どうしても平均値が高くなる傾向があります。

一方、アルバイト・パートでは、能力を反映した時給という訳には行きませんので、歯科助手の方が高い時給設定で雇用されているという現状だと思われます。

正規雇用を考えると、歯科医院規模が10名を超えるのはごく少数で、平均値では常勤が5名、パート・アルバイトが3名という歯科医院では、受付・会計・歯科医療事務もしくは歯科助手の業務を行うスタッフの能力等は、事業主である院長先生が把握しやすく、評価も高くなる傾向があります。

今回の最低賃金改定により、雇用開始時の給与が上がれば、評価がされやすい歯科医院ではその後の昇給も期待できるかもしれません。

## 3 | 歯科衛生士の賃金水準見直しの必要性

歯科衛生士は国家資格であり、歯科医院においては必要不可欠な業種です。歯科衛生士が不足しているため、どの地域でも求人が出されており、安定した需要があります。しかし、給与や待遇については歯科医院ごとに大きく違ってきます。

手厚い待遇を用意している歯科医院では、職務手当や資格手当のほか、扶養手当、燃料手当など各種手当が多く支給されたり、賞与月数も多い場合があります。

逆に経営状況が厳しい歯科医院では、長く働いても高収入は望みにくい場合があります。

歯科衛生士は女性の割合が多い資格であり、人員不足という現状から非正規雇用も多く、収入は人によって差が出やすい業種です。前章の受付・会計・歯科医療事務や歯科助手の給与の見直しを考えると、歯科衛生士の給与の見直しも必要だと思われれます。

### 1 | 歯科衛生士の平均給与と賃金の時間単価

#### (1) 歯科衛生士の平均年収からみる月給額と時間単価

令和4年度の厚生労働省賃金構造基本統計調査では、歯科衛生士の平均年齢が35.5歳、勤続年数が7.5年、月労働時間が168時間、月時間外労働6時間、月額給与282,700円、年間賞与432,300円、平均年収3,824,700円となっています。

この平均給与に基本賃金から除外される手当が無いと設定し、月労働時間を168時間として時間単価を計算すると、時間給1,682円になります。

#### (2) 20歳代の歯科衛生士の平均年収からみる月給額と時間単価

上記同様に、20歳から24歳までの歯科衛生士の平均給与が月額給与約193,500円となっています。

この平均給与が基本賃金から除外される手当が無いと設定し、月労働時間168時間として時間単価を計算すると、時間給1,151円になります。

#### (3) 改定される最低賃金との比較

(2)の時給1,151円と今年度の東京の最低賃金1,113円を比較してみると、ほぼ近い金額になっています。時給38円差は月給ベース（月168時間で計算）では月額6,384円です。これは国家資格であり、人員不足での業種だと考えると低い金額ではないでしょうか？

単純に経験の無い新卒の歯科衛生士に、最低賃金（168時間分）と資格手当10,000円の月給としたら、196,984円以上になります。

当然一番低い年齢層でこの賃金であれば、その上の25歳以上、30歳以上、それ以上の年齢層、経験者に対する賃金について検討が必要かもしれません。



## ■各年齢層による歯科衛生士の平均月給と時給計算額

(単位：円)

年齢(歳)	21～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
平均月給	193,500	212,900	219,400	225,800	238,700	251,600	258,000	277,400
時給換算	1,151	1,267	1,305	1,344	1,420	1,497	1,535	1,651

※数字の設定について

- ・平均給与は統計からの給与額に基本賃金から除外する手当が無いと設定した金額です。
- ・月所定労働時間は、統計からの平均月所定労働時間168時間で計算しています。  
双方とも今回の計算用に設定した数字です。

## 2 | 地域別歯科衛生士の平均年収

地域によって歯科衛生士の差があります。都市部や人口の多い地域、特に首都圏では、歯科衛生士の給料が比較的高い傾向があります。

また、医療・歯科の需要が高い地域や診療報酬の平均が高い地域でも給料は高い傾向があります。

## ■地方ごとの歯科衛生士の平均年収

(単位：万円)

北海道	東北	関東	東海	関西	中国	四国	九州
310	320	360	350	360	310	310	310

(ハローワーク、求人誌等からの統計)

## ■歯科衛生士の給料、都道府県別ランキング

順位	都道府県	月給	時給	順位	都道府県	月給	時給
1	東京都	33.0万円	1,692円	11	奈良県	29.5万円	1,620円
2	神奈川県	32.5万円	1,688円	12	和歌山県	29.3万円	1,613円
3	大阪府	32.4万円	1,681円	13	千葉県	29.3万円	1,600円
4	埼玉県	32.2万円	1,694円	14	滋賀県	28.5万円	1,591円
5	兵庫県	32.0万円	1,691円	15	岐阜県	28.2万円	1,583円
6	京都府	31.5万円	1,690円	16	山梨県	28.1万円	1,581円
7	愛知県	31.4万円	1,677円	17	茨城県	28.0万円	1,578円
8	静岡県	31.0万円	1,675円	18	福井県	27.6万円	1,577円
9	三重県	30.5万円	1,662円	19	愛媛県	27.5万円	1,561円
10	広島県	29.7万円	1,648円	20	岡山県	27.5万円	1,550円

順位	都道府県	月給	時給	順位	都道府県	月給	時給
21	富山県	27.2万円	1,533円	35	山口県	24.9万円	1,391円
22	栃木県	27.2万円	1,530円	36	新潟県	24.4万円	1,375円
23	宮城県	27.0万円	1,512円	37	熊本県	24.3万円	1,364円
24	香川県	26.8万円	1,496円	38	沖縄県	23.9万円	1,352円
25	大分県	26.8万円	1,482円	39	山形県	23.9万円	1,340円
26	長野県	26.7万円	1,470円	40	岩手県	23.7万円	1,327円
27	福岡県	26.7万円	1,458円	41	長崎県	23.4万円	1,318円
28	群馬県	26.5万円	1,445円	42	鹿児島県	23.4万円	1,311円
29	石川県	26.3万円	1,432円	43	徳島県	23.2万円	1,302円
30	佐賀県	26.0万円	1,430円	44	鳥取県	23.1万円	1,301円
31	福島県	25.6万円	1,421円	45	島根県	22.7万円	1,235円
32	秋田県	25.5万円	1,410円	46	青森県	22.5万円	1,224円
33	高知県	25.5万円	1,402円	47	宮崎県	22.2万円	1,221円
34	北海道	25.3万円	1,400円				

(歯科衛生士の転職ドットコムホームページ 歯科衛生士の給与より)

引用：賃金構造基本統計調査・各都道府県求人情報)

### 3 | 非正規雇用の歯科衛生士の時給と改定による影響

アルバイト・パートの歯科衛生士の時給も地域によって差があります。

東京や神奈川方面の首都圏や大阪、京都方面の大都市では、時給1,500円～2,000円程度が相場となっていますが、まだ地方都市では時給1,000円～1,200円程度となっているようです。いずれも正職員と比べると低い数字になっています。

特に地方都市の時給をみると、確かに実務経験年数や年齢によって時給に差は出ますが、今回の最低賃金改定と平成29年からの働き方改革における「同一労働同一賃金の制度」を考慮すると、国家資格の歯科衛生士の時給としては、1,000円～1,200円程度の時給では低いため、もう少し金額の見直しが必要だと考えられます。

## 4 | 生産性向上に対する業務改善助成金の活用

今回の最低賃金改定に際し、事業所内で最も低い賃金に対し、30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資等にかかった費用を一部助成する制度が、業務改善助成金です。

今回の改定に伴い、実行するのであれば、この助成金を活用するのも一つです。

### 1 | 対象の事業者・申請の単位

この助成金の対象業者は、中小企業・小規模事業者であること、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること、解雇、賃金引き下げなどの不交付事由が無いこと、とされています。

#### ■対象事業者、申請の単位など

##### 対象事業者・申請の単位など

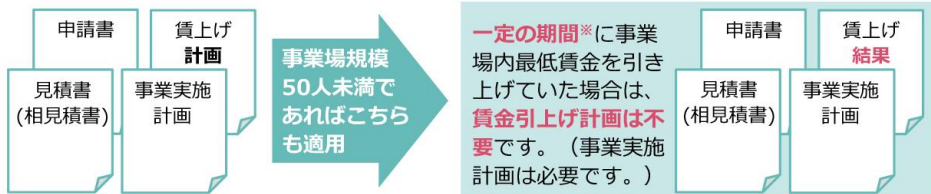
- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

##### 【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、  
 ・ 賃金引上げ計画書  
 ・ 事業実施計画書  
 が必要です。



※令和5年4月1日～12月31日まで。

##### 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

(厚生労働省：令和5年度業務改善助成金のご案内 より)

## 2 | 助成金額の計算方法と助成上限、助成率

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

### ■助成額の計算方法

<例>

- 事業場内最低賃金が863円  
→助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円 (=600万円×9/10) (設備投資費用×助成率)	>	<b>450万円</b> (=助成上限額) (90円コースの助成上限額)
<span style="font-size: 2em; color: green;">➡</span> <b>450万円</b> が支給されます。		

### ■助成上限額・助成率

助成上限額					助成率	
コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		900円未満	9/10
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	950円以上	3/4 (4/5)
		2～3人	50万円	90万円		
		4～6人	70万円	100万円		
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上※	120万円	130万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円	( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合	
		2～3人	70万円	110万円		
		4～6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上※	180万円	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円	<b>特例事業者</b> 以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。	
		2～3人	90万円	160万円		
		4～6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円	230万円		
		10人以上※	300万円	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円	<b>① 賃金要件</b> 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者 <b>② 生産量要件</b> 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者 <b>③ 物価高騰等要件</b> 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者	
		2～3人	150万円	240万円		
		4～6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円	450万円		
		10人以上※	600万円	600万円		

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 3 | 引き上げる労働者数の数え方

賃金を引き上げる労働者数の考え方は、①事業場内最低賃金である労働者であり、②事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることで、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。



## ■引き上げる労働者数の数え方

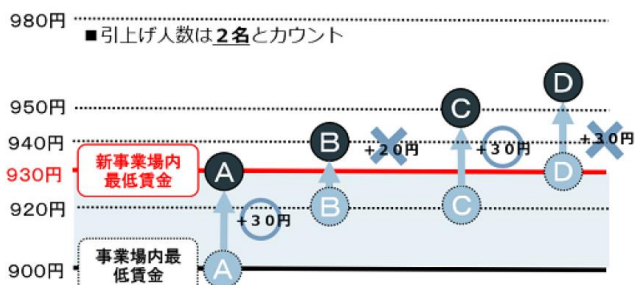
<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**

B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**

D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 4 | 助成対象経費の拡充

特例事業者の内、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていない新規導入のPC等、一部の特殊車両も助成対象になります。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」もこの設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

## ■引き上げる労働者数の数え

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費(チラシの制作費)、改築費(事務室等の拡大)、汎用事務機器や什器備品(机・椅子等)の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440** (受付時間 平日 8:30~17:15)

## ■参考資料

厚生労働省ホームページ：最低賃金の改定

業務改善助成金

キャリアガーデンホームページ：歯科衛生士の年収

歯科助手の年収

d / S t y i e ホームページ：歯科助手の年収

歯科衛生士の転職ドットコムホームページ